

# 市長への手紙

## －市民の意見箱－

2024年9月分

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
加賀野馬手堰の損壊について	8月27日の大雨の影響により、中津川の加賀野馬手堰が一部損壊しました。歴史がある堰ですし、利用されているのであれば、復旧してほしいです。	加賀野馬手堰から供給される水は、僅かではありますが、今もなお農業用水として利用されておりますので、取水に支障がある場合は、損壊部分の復旧を検討いたします。	農林部 農政課
中津川沿いの柳伐採について	中津川沿いの柳が伐採されることがあることですが、対岸から見るござ九と柳の景色は、盛岡の代表的な風景の一つだと考える市民が多いと思います。 柳の根が建物の存続を脅かすことがあることですが、数年かけて柳の根を詰めるなど、工夫の余地はなかったのでしょうか。柳の伐採は、自然と歴史的な建物が美しく調和している盛岡の街、その魅力を壊すことになると思うので、考え直してほしいです。	ござ九の柳につきましては、土蔵に近接していることにより、根の押し上げで基礎に影響を与えていたり、屋根瓦に積もる葉や種子が悪影響を与える状況となっております。また、根を切除することは、樹木自身を弱らせ倒木の恐れが増すことがありますので、建物及び通行者の安全確保のためにも伐採による対応が必要なものであります。 今回の伐採につきましては、建物所有者のほか、この景観を守り続けてこられた関係者の皆様との話し合いを経て判断したもので、御理解願います。	建設部 道路管理課
障がい者の求人について	障がい者にとって優しく、理解のある企業や仕事を増やしてほしいです。	障がい者の雇用について、障害者雇用促進法において、事業者は、障がいを理由に採用を拒否することや、賃金の決定等の待遇について、不当な差別的取扱いをしてはならないこと、また、障がい者が職場で働くに当たっての障壁を取り除くための措置を講じなければならないこと等が規定されています。 このような障害者雇用促進法の趣旨に則り、障がい者の雇用の在り方について、障がいの程度や特性に応じ、それぞれに適した就労の機会が安定的に提供されるべきものと認識しております。 障がい者の雇用は、障がい者の自立や社会参加にとって、重要な分野であり、盛岡市においては、障害者差別解消について、市のホームページ等による周知や商店街連合会の事業者を対象とした研修を通じて、事業者が、障がいや障がい者への理解を進めるための活動に取り組んでいます。このような活動を通じて、障がい者が、自らが望む形での就労を果たし、自立して生活できる社会を実現できるよう、事業者へのさらなる周知を進めてまいります。	保健福祉部 障がい福祉課

# 市長への手紙

## －市民の意見箱－

2024年9月分

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
高松の池「盛岡どんぱ」の中止について	<p>9月7日（土）に高松の池で開催された「盛岡どんぱ」は、盛岡市の審議会で審議し開催を認められていることですが、高松の池のように山が近く、住宅地の中にある閉鎖空間で、一般市民には解放されない花火大会に盛岡市が開催許可を与える姿勢は理解に苦します。</p> <p>高松の池の自然を愛する市民は多く、公園の在り方が問われると思います。是非とも不許可の方向で方針転換していただきたいです。また、高松の池では条例で火気使用が禁止されていると思っていたが、花火大会は開催できるものなのでしょうか。</p>	<p>市では、公園や緑に触れる機会を創出するため、市民や事業者の皆様から「やってみたい」「できたらいいな」という企画を募集し、その実現を支援する「公園活性化プラン」という事業を実施しており、「盛岡どんぱ」につきましては、大人達が子どもたちの頃に見た高松公園の花火大会を復活させ、子どもたちの心に残る思い出として、高松公園により愛着を持ってもらうことを目的に、この公園活性化プランに応募されたものです。</p> <p>審査に当たりましては、自然環境、景観、まちづくりなどに精通した学識経験者や市民団体等で構成する「盛岡市緑のまちづくり会議」において審議し、承認されております。</p> <p>また、市においても公園使用許可の際には、これまでに皆様からいただいた意見や要望等も踏まえつつ、改めて公園施設や近隣への影響、安全対策等を指導した上で許可をしております。</p> <p>なお、来年度以降の開催につきましては、今回の開催における実行委員会の対応状況等も見ながら判断してまいりたいと考えております。</p> <p>また、火気使用に係る条例についてですが、盛岡市都市公園条例の規定では、市長が指定した場所以外の場所での火気使用を原則禁止しております。しかし、「盛岡どんぱ」は盛岡市が公募している公園活性化プランに応募され、「盛岡市緑のまちづくり会議」での書類審査を受け、承認を得て開催された事業であり、特例で許可を行っております。</p>	都市整備部 公園みどり課
通学路への安全ポールの設置について	<p>北山トンネル南交差点は交通量が非常に多く、特に左折車が減速せずに交差点に進入したり、北山トンネル方向や国道4号線南方向からスピードを上げて下って来たり、大変危険を感じます。また、この交差点は仁王小学校の通学路にもなっていると思うので、早急に交差点にポールを設置していただきたいです。</p>	<p>通学路につきましては、「盛岡市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、各小学校において点検調査を実施しており、危険又は要注意と判断された箇所については、教育委員会、学校、道路管理者、警察によるチームで合同点検を実施の上、対策を検討しております。</p> <p>御指摘の北山トンネル南交差点は、仁王小学校の通学路に指定されており、平成26年度に合同点検を実施し、対応を検討した結果、「学校から通学児童へ注意喚起」することとなり、現在に至っております。</p> <p>しかしながら、今回の御提案を踏まえ、改めて合同点検を実施し、これまでの対策を検証するとともに、対策が十分でないと判断した場合には、見直しを図ってまいります。</p>	教育委員会 学校教育課
上田通りの交通対策について	<p>上田通りはバス路線になっているほか、道幅の割に交通量が多く、歩いていて危険を感じことがあります。安全のための対策を講じてほしいです。</p>	<p>上田通り（市道本町通二丁目小鳥沢1号線）は上田小学校の通学路になっており、通学路の安全確保として、小学校、PTA、教育委員会、道路管理者、所轄警察署等により、毎年合同で点検を実施しているところです。</p> <p>御提案につきましては、この合同点検において情報共有し対応を検討してまいりたいと思います。</p>	建設部 道路管理課

# 市長への手紙

## －市民の意見箱－

2024年9月分

件名	ご意見・ご提案	回答	担当課
盛岡市内に高層マンションを建築することを制限する法令制定のお願いについて	盛岡のまち並みの景観が損なわれないように、高層建築の制限の条例を早急に制定してほしいです。	盛岡市は、地域の特性を生かしたまち並みの形成や山並みの眺望の確保など自然環境と歴史的環境とが調和した盛岡らしい景観の形成を図るため、市内全域を景観計画区域に指定し取組を進めております。 高層マンション等の建築物は、地域の居住人口の増加につながる一方、周辺の環境に影響を及ぼす側面もあり、特に、歴史的な佇まいが残るエリアにおいては、景観との調和について課題があるものと認識しております。 高層建築物の規制については、市全体のまちづくりの方針に基づき、地域の実情や特徴を踏まえたきめ細やかな対応も必要と考えておりますことから、住民の意見をお聞きしながら、都市機能の確保とバランスのとれた景観形成を図ってまいりたいと考えております。	都市整備部 景観政策課
スクールガードについて	スクールガードが不足している地区について、広報紙等に募集広告を掲載してください。また、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として文部科学省から自治体への補助制度があるので、保険料等の経費を補助したり、市内全地域での養成講座を開催したりしてほしいです。	本市のスクールガードの活動は、学校ごとに、地域の皆様の御協力の下で取り組まれております。その活動状況は地域ごとに異なり、P T A会員が主体となり一家庭当たり年に数回、当番制で実施していたり、自治会が主体となり登下校の時間に合わせて対応可能な方々が見守りをしたりするなど、それぞれに組織や参加頻度が多様であることから、教育委員会として、広報紙等による募集や各活動に対する一律の保険加入等の補助は行っていないところです。また、講習会については、各地域の活動に合わせて要望があった場合に実施しております。 文部科学省が、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業として、自治体への補助制度を設けていることは承知しておりますが、全国の各自治体においては、実態に合わせて必要なメニューを活用して事業を実施しており、保険加入等についても自治体により対応は様々であるものと理解しております。 教育委員会としましては、本市における取組の趣旨や、市内の各地域における取組事例などを、引き続き学校を通じて地域の皆様にお伝えするとともに、広報等の活用による、スクールガードの活動の紹介と合わせた、活動への御理解及び御協力の呼び掛けについて検討してまいります。	教育委員会 学校教育課